

国立国際医療研究センター研究所 動物実験施設管理運営委員会規程

（目的）

第 1 条 この規程は、国立国際医療研究センター研究所で行われる動物実験が、国立国際医療研究センター動物実験等に関する規則に基づき、適切に行われるよう動物実験施設の管理運営に関する必要事項について定める。

（組織）

第 2 条 研究所長は、動物実験施設の運営に関する必要事項を審議するため、動物実験施設管理運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置しなければならない。

第 3 条 委員会は、下記に掲げる者を持って組織する。

（研究所）

- 一 研究所長
- 二 実験動物管理室長
- 三 動物実験施設を利用する研究部の部室長から研究所長が指名する者

（肝炎・免疫センター）

- 一 肝炎・免疫センター長
- 二 実験動物管理室長
- 三 動物実験施設を利用する研究部の部室長から肝炎・免疫センター長が指名する者

（委員の任期）

第 4 条 第 3 条 3 号の委員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第 5 条 運営委員会に委員長を置き、研究所は研究所長、肝炎・免疫センターは肝炎・免疫センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときには、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第 6 条 委員長は、委員の 3 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、運営委員会を招集しなければならない。

- 2 運営委員会は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上で決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を運営委員会に出席させ、その者から説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第8条 運営委員会に、専門的事項を審議又は処理するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、実験動物管理室において処理する。

(罰則)

第11条 委員長は、動物実験施設の管理運営に著しく支障を生ぜしめた者の、利用資格の取消し、動物実験施設の利用停止、講習会の再受講等を命ずることができる。

(雑則)

第11条 この規定に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

(本規定の改廃)

第23条 本規程の改廃については、運営委員会において調査審議し、部長連絡会の議を得て所長が決定する。

附則

平成10年12月1日施行の国立国際医療研究センター研究所動物実験施設管理運営規定は、本規定の施行により廃止する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則(平成24年7月1日改正)

この規程は、平成24年7月2日から施行する。